公判前整理手続における証拠開示制度の概要

〔　検察官　〕　　〔 被告人側 〕

検察官の主張立証の全体像を明らかにする

① 証明予定事実記載書面の提示
第316条の13第1項

② ①の事実を証明するための証拠の取調べ請求
第316条の13第2項

③ ②の検察官請求証拠の開示
第316条の14

③に対する裁定請求

④ 類型証拠の開示請求
第316条の15

開示を求める証拠の類型，範囲を識別し得る程度の特定で足りる

被告人側に検察官請求証拠の証明力を判断可能にさせる

⑤ 類型証拠の開示
第316条の15

類型証拠の例
- ○ 証拠物（凶器，採取資料，通話明細等）
- ○ 検証調書，診断書，鑑定書等
- ○ 証人・証人予定者の供述録取書等
- ○ その他参考人の供述録取書（検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの。例えば，証人申請予定がない犯行目撃者の供述調書等）
- ○ 被告人の供述録取書等（録音・録画DVDも含まれる）
- ○ 取調べ状況の記録

⑥ ③の証拠に対する意見
第316条の16

⑦ 証明予定事実及び予定主張の明示
第316条の17第1項

⑤に対する裁定請求

⑧ 主張関連証拠の開示請求
第316条の20

開示を求める証拠の類型，範囲を識別し得る程度の特定で足りる

争点整理や被告人の防御の準備を更に深められるようにする

⑨ 主張関連証拠の開示
第316条の20

主張関連証拠の例
- ○ 被告人側が犯行時のアリバイを主張した場合における犯行当日の被告人の行動等が記載された報告書等

⑨に対する裁定請求

【裁判所による裁定】
- ③，⑤，⑨の証拠開示につき，裁判所は，検察官が開示すべき証拠を開示していないと認めるときは，被告人側の請求により，決定で，当該証拠の開示を命ずることができる
- 裁判所は，その決定に当たって，必要があると認めるときは，検察官に対し，当該証拠の提示や，検察官が保管する証拠で，裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる

第316条の26，27等